

堺市契約関係暴力団排除措置要綱の改正に伴う「誓約書」の取扱いの変更について

堺市契約関係暴力団排除措置要綱の改正に伴い、同要綱で定めている暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の取扱いについて、下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 対象

改正前	改正後
(1) 契約金額が 500 万円（税込）以上の公共工事等 ^{※1} の契約 (2) 売払い等 ^{※2} の契約	(1) 公共工事等 ^{※1} の契約（ただし、契約書の作成を省略する契約を除く。） (2) 売払い等 ^{※2} の契約

※1 公共工事等とは、「建設工事、建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等」及び「物品調達、業務委託、リース・レンタル、その他本市が発注する契約等」をいいます。

※2 売払い等とは、「不動産又は物品の売払い、貸付け等」をいいます。

2 様式

- (1) 誓約書（元請用（工事・コンサル用）（別紙 1）、元請用（物品調達、業務委託、リース・レンタル等用）（別紙 2）、下請・再委託用（別紙 3）、不動産の売払い等用（別紙 4）、物品の売払い等用（別紙 5））
- (2) 下請負人等誓約書届出書（別紙 6）

3 誓約書提出時期

- (1) 公共工事等の契約（ただし、契約書の作成を省略する契約を除く。）
 - ア 「建設工事、建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等」について
 - (ア) 本市との契約相手方（元請負人）の誓約書（別紙 1）

一般競争入札の場合は、事後審査時に契約課へ提出してください。また、指名競争入札及び随意契約は、契約締結時に契約課へ提出してください。
 - (イ) 下請負人等の誓約書（別紙 3）

当該下請契約を締結した時に作成させた上で、必ず元請負人より工事（業務）担当課へ提出してください。なお、本市と元請負人との契約が建設工事の場合に限り、下請負人等の作成した誓約書とともに、下請負人等誓約書届出書（別紙 6）を提出してください。
 - イ 「物品調達、業務委託、リース・レンタル、その他本市が発注する契約等」について
 - (ア) 本市との契約相手方の誓約書（別紙 2）

契約締結時に各契約担当課へ提出してください。
 - (イ) 再委託先等の誓約書（別紙 3）

再委託の相手方等は、当該再委託契約等を締結する際に、契約相手方を通じて誓約書

を各契約担当課へ提出してください。

(2) 売払い等の契約（別紙4、別紙5）

「物品の売払い、貸付け等」については、入札を行う場合は契約締結時に、随意契約の場合は見積書提出時に各契約担当課へ提出してください。なお、「不動産の売払い、貸付け等」については、誓約書の様式、提出時期等の取扱いが異なりますので、各契約担当課へご確認ください。

4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

(1) 契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して違約金を徴収します。

(2) 市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間、入札参加除外を行い公表します。また、下請負人等で市の入札参加資格を有しない場合も、一定期間、公表します。

5 誓約書を提出しない場合に対する措置

(1) 誓約書を提出しない契約相手方とは、契約を締結しません。

(2) 市の入札参加資格を有する公共工事等の契約相手方及び下請負人等に対しては、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく措置を行います。

6 適用時期

一般競争入札の場合には令和4年10月1日以降に公告する案件、指名競争入札の場合には令和4年10月1日以降に指名する案件、随意契約の場合には令和4年10月1日以降に見積りの依頼等を行う案件から適用します。

なお、誓約書の提出等に関する詳細については、FAQをご覧ください。

年 月 日

堺市長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

使用印

生年月日

年 月 日生

受任者職氏名

誓約書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合には、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が堺市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を堺市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明し、堺市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

堺市長 殿

所在地

商号又は名称

職氏名

（上記は契約書のとおり記載してください。）



※本店の代表者情報を記載

代表者職氏名

生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

物品又は業務の名称：
（契約書に記載の案件名を記入してください。）

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合には、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が堺市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を堺市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明し、堺市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

年 月 日

堺市長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

工事、物品又は業務の名称：

（契約書に記載の案件名を記入してください。）

契約の相手方：

- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて堺市へ提出されること及び堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合は、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が堺市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、元請負人を通じて（第二次以降の下請負人等は上位の下請負人等から元請負人を通じて）当該誓約書を堺市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明し、堺市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

不動産の売払い等用（別紙4）

[法人用]

年 月 日

堺市長殿

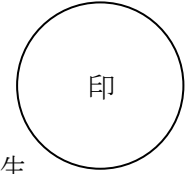
所在地

商号又は名称

代表者職^{フリガナ}氏名

生年月日

年 月 日生



誓約書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、公有財産の利活用から暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産に係る契約及び使用許可から排除していることを承知したうえで、（当該契約名）に際し、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私を含む下記記載の役員は、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 本物件の利用については、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途並びに「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に供しません。

役職	フリガナ 氏名	生年月日	住所 (住民登録地)

※商業登記簿謄本又は履歴事項証明書に記載されている現役員を全員記入

※誓約内容の確認のため必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供することがあります。

※誓約違反者は堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく公表の対象となります。

不動産の売払い等用（別紙4）

[個人用]

年 月 日

堺市長 殿

住 所

フリガナ
氏 名

生年月日

年 月 日生

誓 約 書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、公有財産の利活用から暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産に係る契約及び使用許可から排除していることを承知したうえで、（当該契約名）に際し、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 本物件の利用については、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途並びに「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に供しません。

※申請者が自署しない場合は、記名押印してください。

※誓約内容の確認のため必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供することがあります。

※誓約違反者は堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく公表の対象となります。

年 月 日

堺市長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



(契約書に押印する印鑑と同一印)

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、堺市が堺市暴力団排除条例に基づき、（ ）から、暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の（ ）に際して、堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

(物件の表示) :

-
- 2 私は、暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、堺市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
 - 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
 - 4 私が暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合は、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

※（ ）書きについては、物品の売払い及び物品の貸付けなど契約により内容が異なりますので、各契約担当で誓約書を受け取ってください。

下請負人等誓約書届出書（当初・追加）

年 月 日

堺市長 殿

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____ 印

堺市暴力団排除条例第8条第2項及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱第11条第1項に基づき、下記工事における下請負人等について、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を次のとおり提出します。

記

工事名称	
工事場所	

下請負人等一覧表

整理番号	下請負等の業務の内容	下請負・再下請負	下請負人等の商号又は名称	代表者名	所在地	電話番号	直近上位の発注者名	備考
	建 機 資 処 運 警 測 他	次						
	建 機 資 処 運 警 測 他	次						
	建 機 資 処 運 警 測 他	次						
	建 機 資 処 運 警 測 他	次						
	建 機 資 処 運 警 測 他	次						
	建 機 資 処 運 警 測 他	次						
	建 機 資 処 運 警 測 他	次						
	建 機 資 処 運 警 測 他	次						

- (注意)
- 全ての下請負人等について、誓約書の提出が必要です。
 - 「下請負等の業務の内容」の欄については、（建-建設工事、機-機械リース、資-資材納入、処-廃棄物処分業務、運-運搬業務、警-警備業務、測-測量業務、他-その他の請負業務）のうち、該当するものを○で囲んでください。なお、他に○をする場合には、備考欄に具体的な請負内容を適宜、記載してください。
 - 「下請負・再下請負」の欄には一次、二次、三次等を記入してください。
 - 下請負人等を追加する場合の整理番号は、追加連番としてください。

(誓約書を提出する目的について)

Q 1 誓約書の提出を求める目的は何ですか。

A 1 堺市暴力団排除条例第8条第2項に基づき、公共工事等及び売払い等からの暴力団排除に関する措置を講ずるため、契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めることとしています。

誓約書には、当該誓約書及び役員名簿等が大阪府警察本部へ提出されることへの同意や暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合の公表への同意等の事項が記載されており、それらを誓約していただくことを目的としています。

(公共工事等の契約における誓約書の提出範囲について)

Q 2 公共工事等の契約における誓約書の提出は、元請負人だけでなく、下請負人等（納入業者、二次以下の下請等を含む。）についても必要なのでしょうか。

A 2 令和4年10月1日以降に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の見積りの依頼等を行う公共工事等の契約については、契約金額にかかわらず、元請負人及び下請負人等からの誓約書の提出が必要です。特に資材納入業者、廃棄物処分業者、運搬業者、警備業者、測量業者等についても、提出が必要ですのでご注意ください。

ただし、請書や見積書による契約など、堺市契約規則第28条の規定により契約書の作成を省略する契約の場合は、元請負人及びその下請負人等は誓約書を提出する必要はありません。

なお、令和4年10月1日より前に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の見積りの依頼等を行った公共工事等の契約については、契約金額が500万円（税込）以上の場合のみ元請負人及び下請負人等からの誓約書（旧様式）の提出が必要です。

(売払い等の契約における誓約書の提出範囲について)

Q 3 売払い等の契約においても、誓約書の提出が必要なのでしょうか。

A 3 売払い等の契約については、契約金額にかかわらず、原則として、全ての契約を対象として、誓約書の提出が必要です。

(誓約書の押印について)

Q 4 誓約書に押す印鑑は会社印でよいのでしょうか。

A 4 誓約書に押す印鑑は、元請負人については、本市に届け出ている使用印を、下請負人等については、契約書（契約書の作成を省略している契約については、相手方が記名押印した見積書、納品書、請書その他の文書）に使用する印鑑を押印するようにしてください。

なお、元請負人で支店契約の方は、支店の所在地、支店名称、受任者職氏名を記載してください。

(元請負人の確認について)

Q 5 元請負人は、下請負人等の契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

A 5 下請負人等からの誓約書の徴収については、元請負人がそれぞれの下請契約について提出を求めるものであり、下請負人等は元請負人を通じて本市に提出しなければなりません。それぞれの下請負人等の責任において誓約書を提出するように、元請負人として下請負人等を指導してください。

また、元請負人は、本市との契約が建設工事の場合に限り、当該下請負人等の誓約書とともに、下請負人等誓約書届出書を工事担当課へ提出してください。

(下請負人等の提出時期について)

Q 6 公共工事等の契約において、下請契約等に係る誓約書は、下請契約を締結する度に提出しなければならないのでしょうか。

A 6 下請負人等については、下請契約等の金額にかかわらず、全ての下請契約等において、下請契約等を締結する度に誓約書の提出が必要です。下請負人等は、元請負人との契約締結時に誓約書を作成し、速やかに元請負人を通じて本市へ提出してください。

また、元請負人は、下請負人等が誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

なお、令和4年10月1日より前に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の見積りの依頼等を行った公共工事等の契約については、契約金額が500万円(税込)以上の下請契約等を締結する場合にのみ、下請負人等から誓約書(旧様式)の提出が必要です。

(売払い等の契約における誓約書の提出時期について)

Q 7 売払い等の契約において、誓約書を提出する時期はいつですか。

A 7 売払い等の契約のうち、「物品の売払い、貸付け等の契約」については、入札を行う場合は契約締結時に、随意契約の場合は、見積書提出時に誓約書を提出していただきます。

なお、「不動産の売払い、貸付け等」については、取扱いが異なりますので、各契約担当課へご確認ください。

(共同企業体の誓約書の提出について)

Q 8 公共工事等で、共同企業体によって契約を締結する場合は、代表構成員のみが誓約書を提出すればよいのでしょうか。

A 8 共同企業体によって契約を締結する場合には、代表構成員を含む全ての構成員に誓約書を提出していただきます。

(単価契約における誓約書の提出について)

Q 9 単価契約の場合も、誓約書の提出が必要なのでしょうか。

A 9 単価契約の場合であっても、誓約書の提出が必要となります。ただし、請書や見積書による契約など、堺市契約規則第28条の規定により契約書の作成を省略する契約の場合は除きます。

(下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であったときの元請負人のペナルティーについて)

Q 10 下請負人等が誓約書の内容に違反し、暴力団員又は暴力団密接関係者であった場合には、元請負人に対して、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

A 10 下請負人等が誓約書に違反した場合、元請負人は当該下請負人等との契約を解除しなければなりません。この場合、誓約書を提出させている等、元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただし、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すことになります。

また、当該下請負人等との契約解除については、本市が元請負人に下請負人等との契約解除を指導し、元請負人が指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。

指導を受けた際に円滑に下請契約等を解除できるように、下請契約等を締結するときは、本市と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人等が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

(下請負人等の誓約書の不提出とペナルティーについて)

Q 11 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、元請負人に対して、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

A 11 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するように指導し、指導しても提出しない場合は、その旨を誓約書の提出先へ報告してください。

必要な指導や報告を行っていれば、入札参加停止等に問われることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠っていた等の場合には、入札参加停止等を講じることがあります。

○堺市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格（以下この項において「入札参加資格」という。）を与えないこと。
 - (2) 入札参加資格を有すると認めた者（以下この項において「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - (4) 入札参加資格の登録を正当な理由がなく辞退し、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
 - (7) 公共工事等及び売払い等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めること。
 - (8) 前号の場合において、契約相手方がその下請負人等との契約の解除の求めを拒否したときは、契約相手方とのその公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○堺市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

○堺市契約関係暴力団排除措置要綱（本則抜粋）

（誓約書の徴収等）

- 第11条 市長は、公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、当該契約相手方及びその下請負人等がそれぞれ暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、本市に提出するよう求めるものとする。ただし、別表第2に定める場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札参加除外を行う場合を除く。）は、委員会の審査を経て、当該誓約書違反者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。
- (1) 暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号。以下「規則」という。）第3条第1項第5号に掲げる者のうちに暴力団員のある事業者が該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年
 - (2) 規則第3条各号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年
- 3 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった有資格者に対し、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づき、入札参加停止を行うものとする。

○堺市契約関係暴力団排除措置要綱（別表第2抜粋）

- 1 堺市契約規則第28条の規定により契約書の作成を省略する公共工事等の契約であるとき。
- 2 契約相手方が次の各号のいずれかに該当する者であるとき。
 - (1) 国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体
 - (2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる者
 - (3) 事務又は事業の目的、趣旨等から、本市の裁量で契約相手方から排除することができない者